

令和3年度 平塚市住居表示審議会 次第

日 時 令和3年 6月 7日 (月)
10:00 ~ 11:30

場 所 平塚市役所本館410会議室

1 開 会

2 諮問事項

(1) 大神・吉原地区住居表示実施について
(ア) 議案第1号「市街地区域の設定」

(イ) 議案第2号「住居表示の方法」

(2) 第22次住居表示整備事業(旭地区第1次住居表示実施地区(山下・高根・万田))について
(ア) 議案第3号「町の区域及び町名、期日」

3 その他

4 閉 会

平塚市住居表示審議会 資料
令和3年（2021年）6月7日（月）10：00～

令和3年度 平塚市住居表示審議会

平塚市 都市整備部 都市整備課

2 諮問事項

大神・吉際地区住居表示実施について

議案第1号「市街地区域の設定」

議案第2号「住居表示の方法」

議案第1号「市街地区域の設定」について（諮問）

このことについて、平塚市住居表示審議会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）
第3条第1項の規定により、市街地の区域については、
別図のとおりに定める。

【議案第1号 市街地区域の設定】

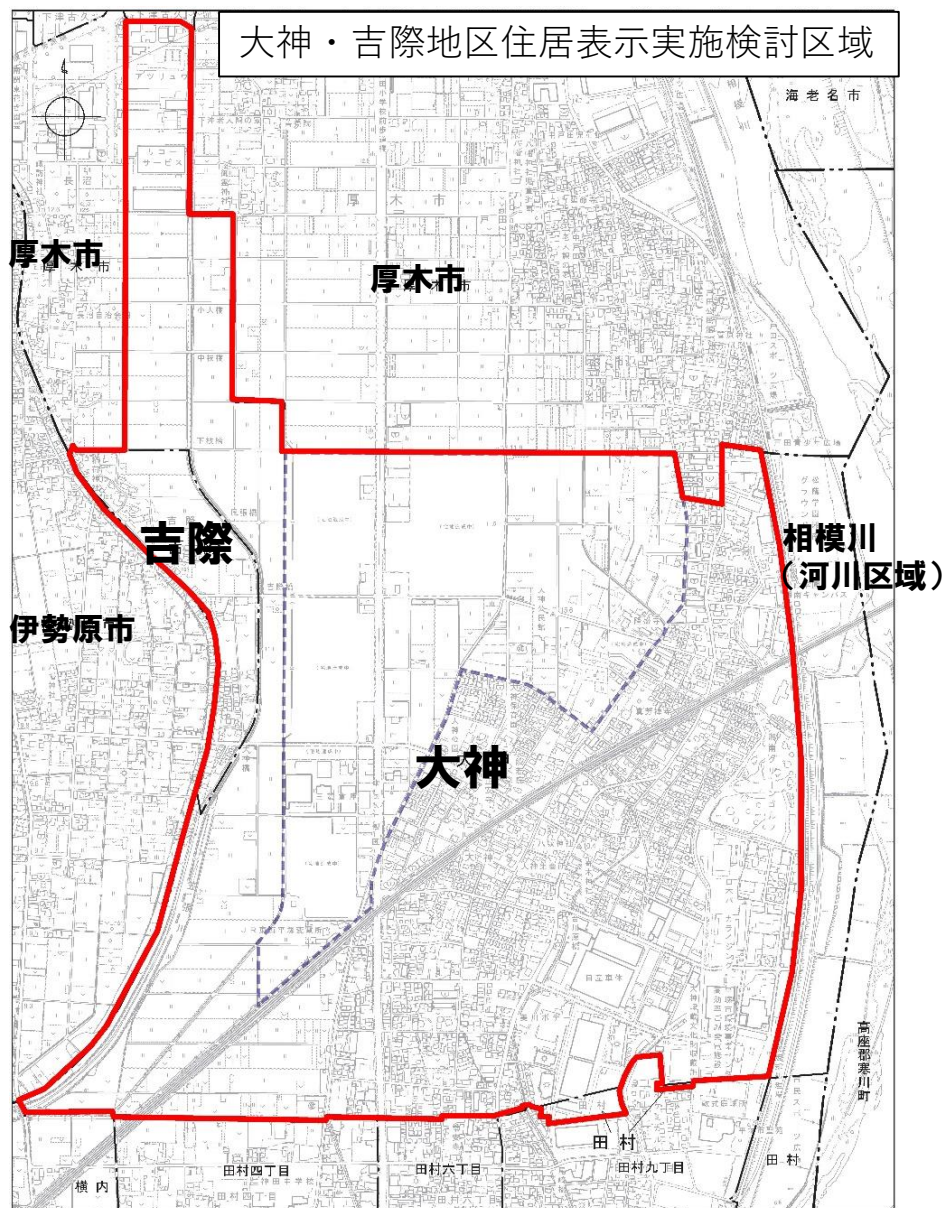
○住居表示に関する法律（抜粋）

（住居表示の実施手続き）

第3条第1項

市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

【議案第1号 市街地区域の設定】



大神・吉際地区住居表示実施検討区域 (河川区域を除く)

・ 広さ：約246ha

大神	吉際	※田村
約233ha	約12ha	約1ha

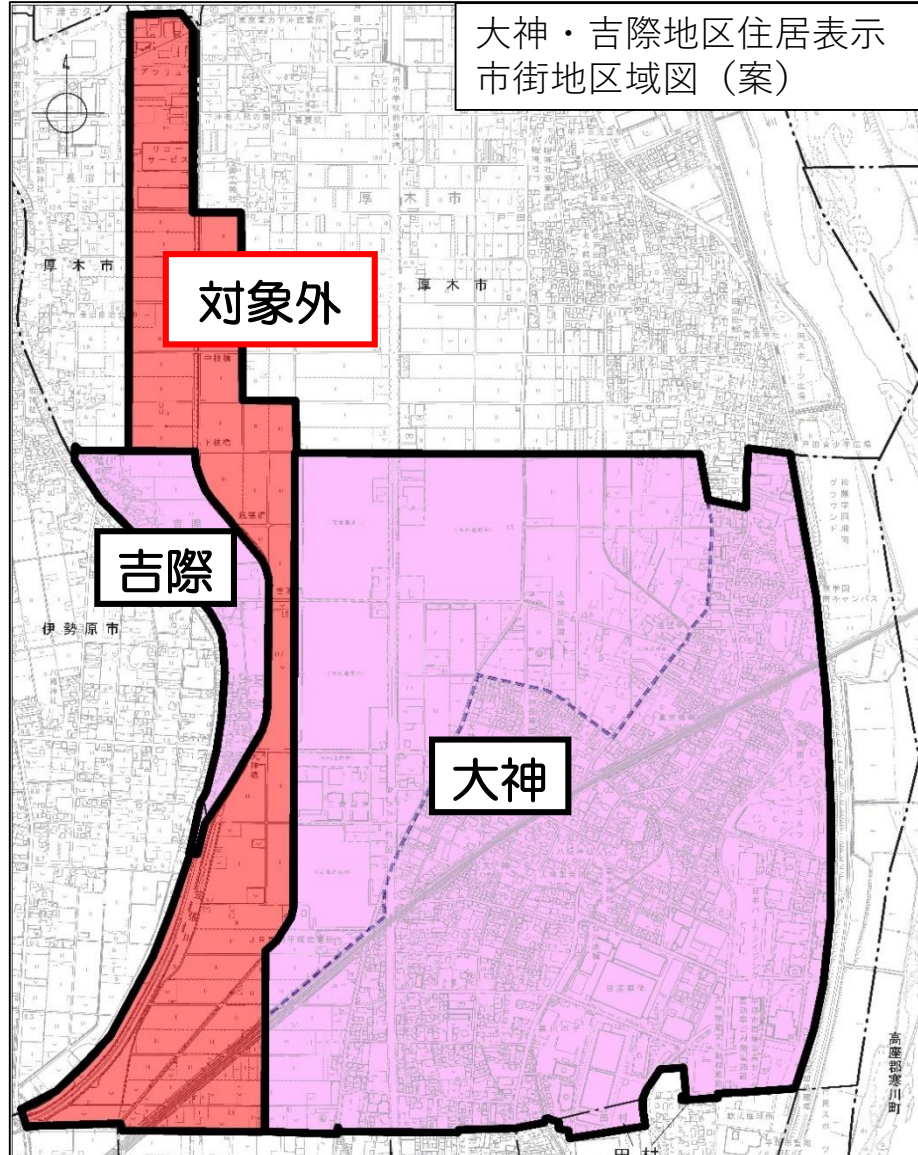
※大神への編入を予定し、田村地区住居表示実施時に実施しなかった土地の面積。

・ 人口：約5,150人
世帯数：約2,200世帯

大神	吉際
約4,900人	約250人
約2,100世帯	約100世帯

(令和3年1月現在)

【議案第1号 市街地区域の設定】



- 新しいまちの名称、区域とも地域の意見を十分に反映して検討する。
- 大神地区は、農振農用地と小字上枝を除く範囲で実施する。
吉際地区は、農振農用地を含めた範囲で実施する。
- 市街化区域だけではなく、市街化調整区域についても市街地の形成状況により実施する。
- 吉際の南側に隣接する大字大神の住宅1軒は、吉際に編入する。
- 田村との字界については、平成16年に田村地区の住居表示を実施した際の取り決めに従い、敷地内に字界がある企業（3社）の田村字の土地については、住所に合わせ、大神に編入する。

議案第2号「住居表示の方法」について（諮問）

このことについて、平塚市住居表示審議会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、住居表示の方法について、平塚市住居表示整備事業実施要綱第3条のとおり、街区方式とする。

【議案第2号 住居表示の方法】

○住居表示に関する法律（抜粋）

（住居表示の実施手続き）

第3条第1項

市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

【議案第2号 住居表示の方法】

○住居表示に関する法律（抜粋）

（住居表示の原則）

第2条

市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所を表示するには、都道府県、郡、市、区及び町村の名称を冠するほか、街区方式、道路方式のいずれかの方法によるものとする。

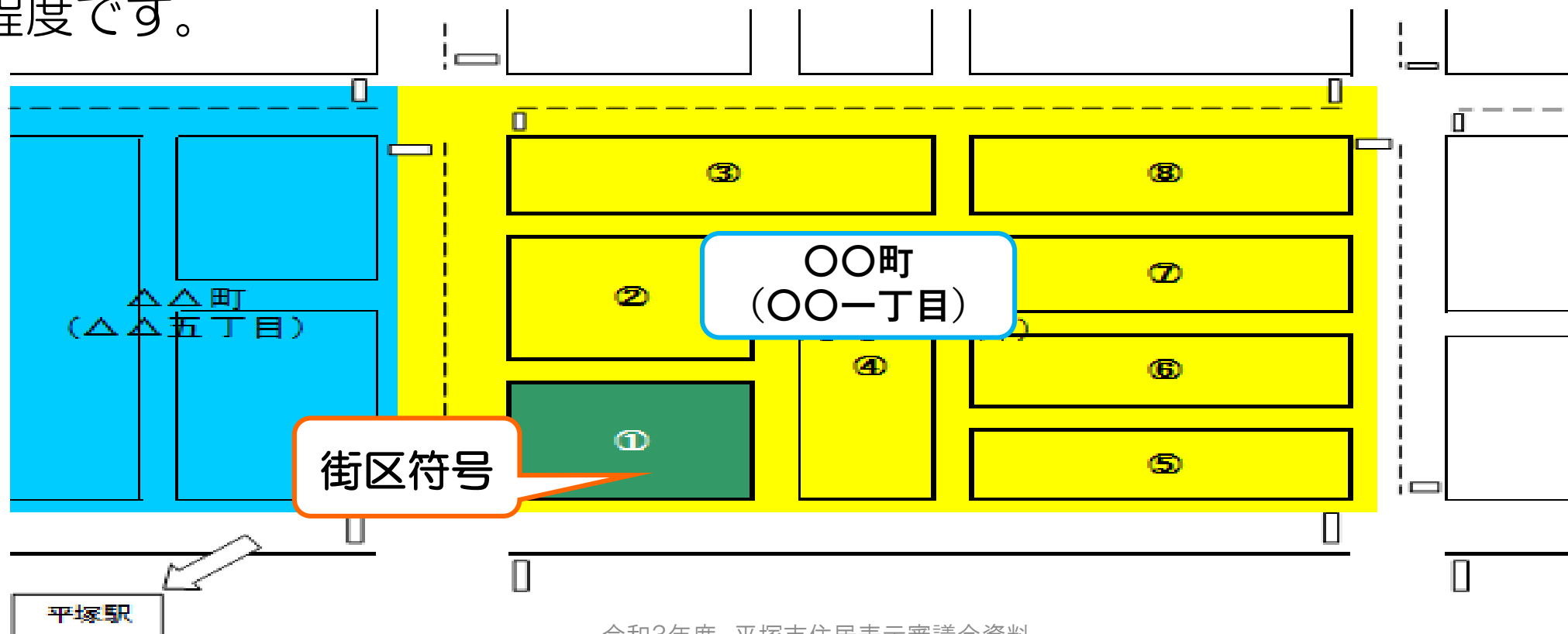
※平塚市住居表示整備事業実施要綱第3条にて、平塚市では街区方式と定めている。

【議案第2号 住居表示の方法】

1. 街区方式とは・・・

道路や河川等の恒久的な施設で区画し、ひとつの街区とします。

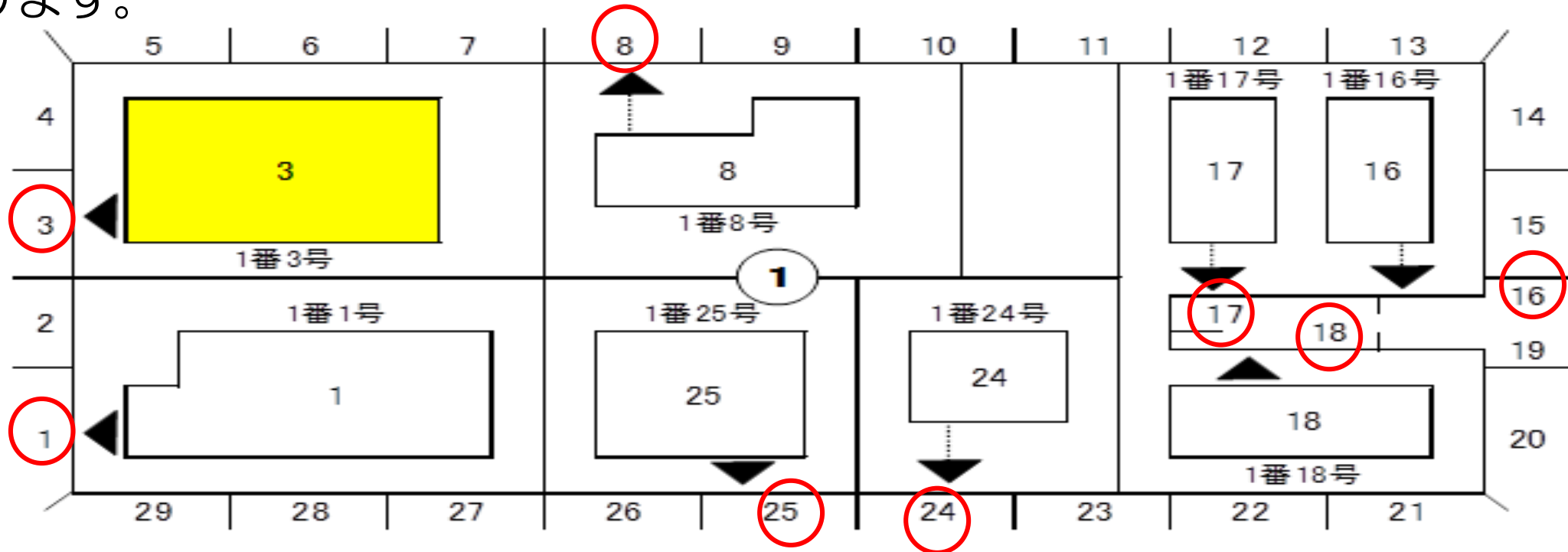
基準位置の平塚駅に最も近い街区から、順に街区符号（〇〇番）をつけます。街区の大きさは概ね3,300～6,600平方メートル、戸数は30戸程度です。



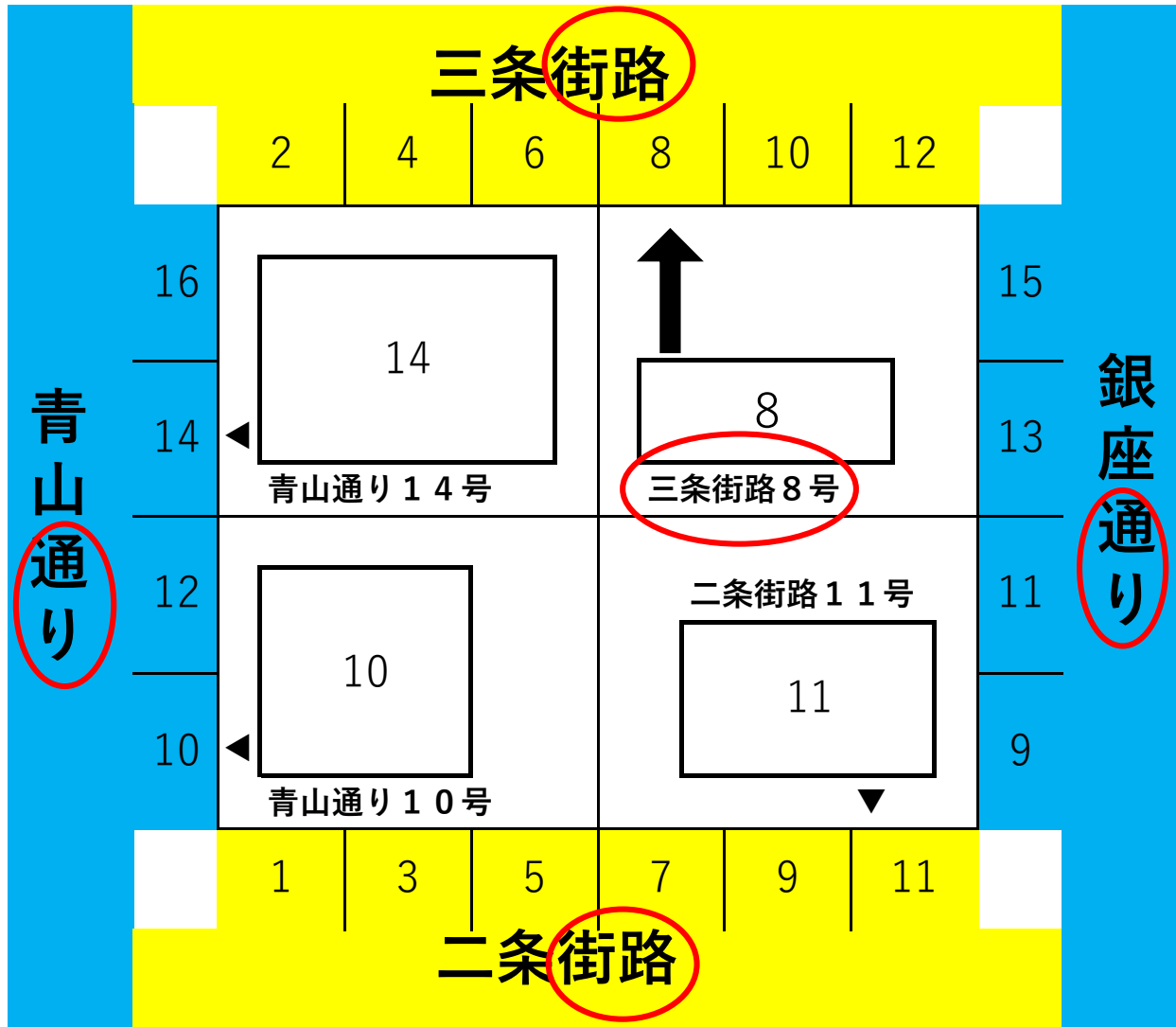
【議案第2号 住居表示の方法】

2. 街区方式による住居番号（○番口号）の考え方

街区の周囲を基準位置の平塚駅に最も近い角から、規則的に10m間隔で区切り、右回りに基礎番号（フロンテージ）をつけます。住居番号（○番口号）は、基礎番号と建物の主な出入り口（下図▲）が接する番号となります。



【議案第2号 住居表示の方法】



3. 道路方式とは・・・（参考）

隣接した道路で区分し、道路の名称を冠して住居番号をつけます。例えば、東西道路を●●街路、南北道路を◆◆通りとします。また、西側を奇数、東側を偶数とする方法があります。

欧米等の海外で見られる方式ですが、国内の採用事例はほとんどありません。

2 諮問事項

第22次住居表示整備事業（旭地区第1次
住居表示実施地区（山下・高根・万田））

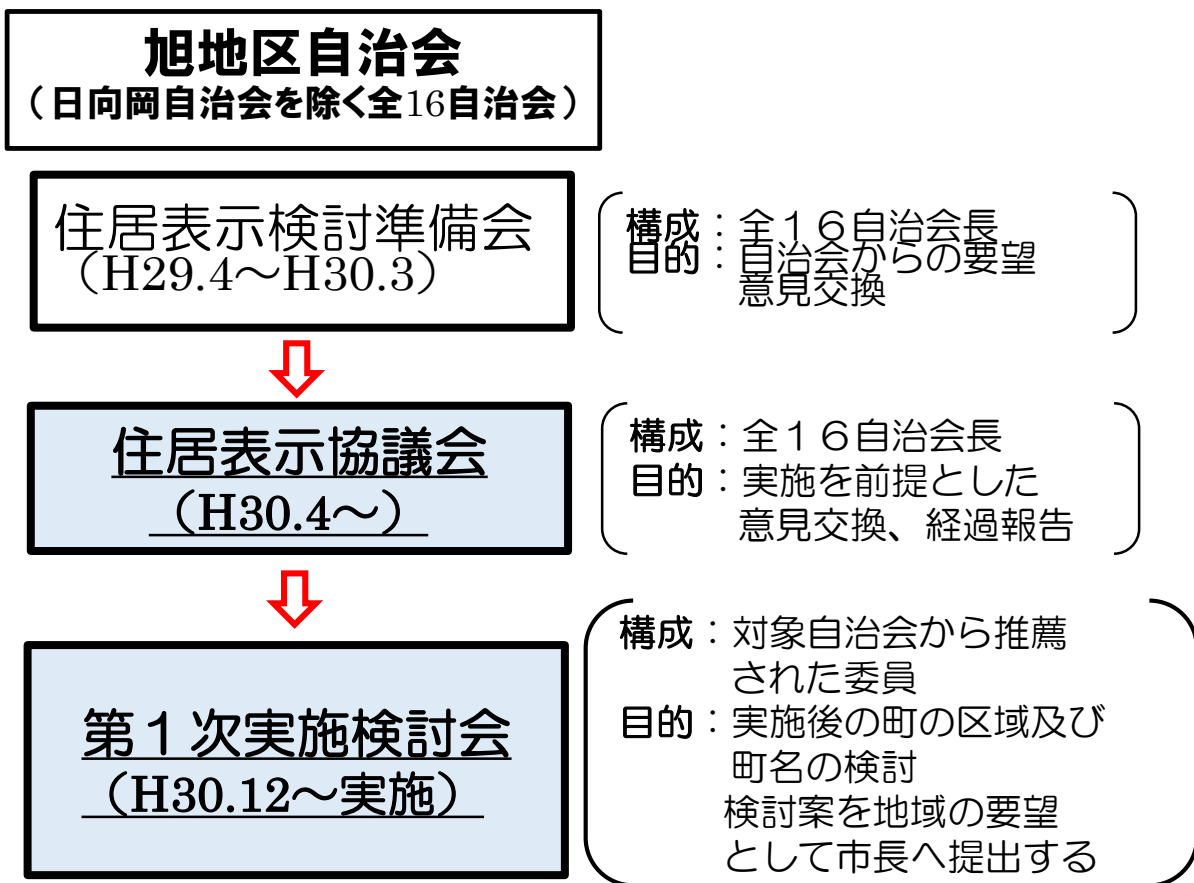
議案第3号

「町の区域及び町名、期日」

【これまでの経過】

○住居表示実施に向けた検討

新しい町の名称や区域を検討するため、平成29年度に16自治会長からなる検討準備会を組織し、検討を開始した。

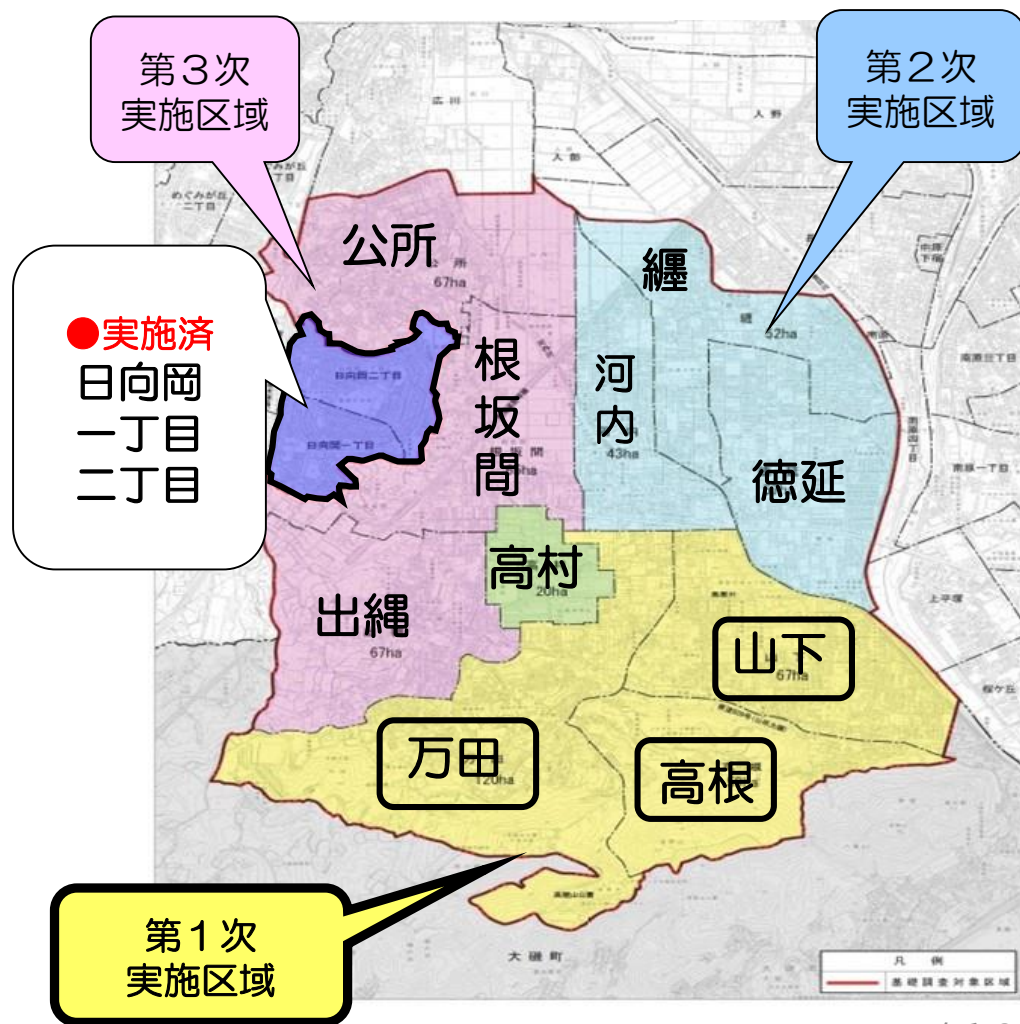


・平成30年度 検討準備会は「旭地区住居表示協議会」へ名称を変更、第1次旭地区（山下・高根・万田）住居表示を実施に向けた具体的な検討を行う「実施検討会」を組織するため、対象となる8つの自治会から委員を推薦した。

[対象となる8つの自治会]
万田、万田貝塚、高根、上山下、下山下、
山下団地、若宮ハイツ、アメニティ湘南平

【これまでの経過】

○旭地区の概要



旭地区第1次住居表示実施地区
(山下・高根・万田)

- ・広さ：約197ha

山下	高根	万田
約67ha	約37ha	約93ha

- ・人口：約13,800人
世帯数：約5,800世帯

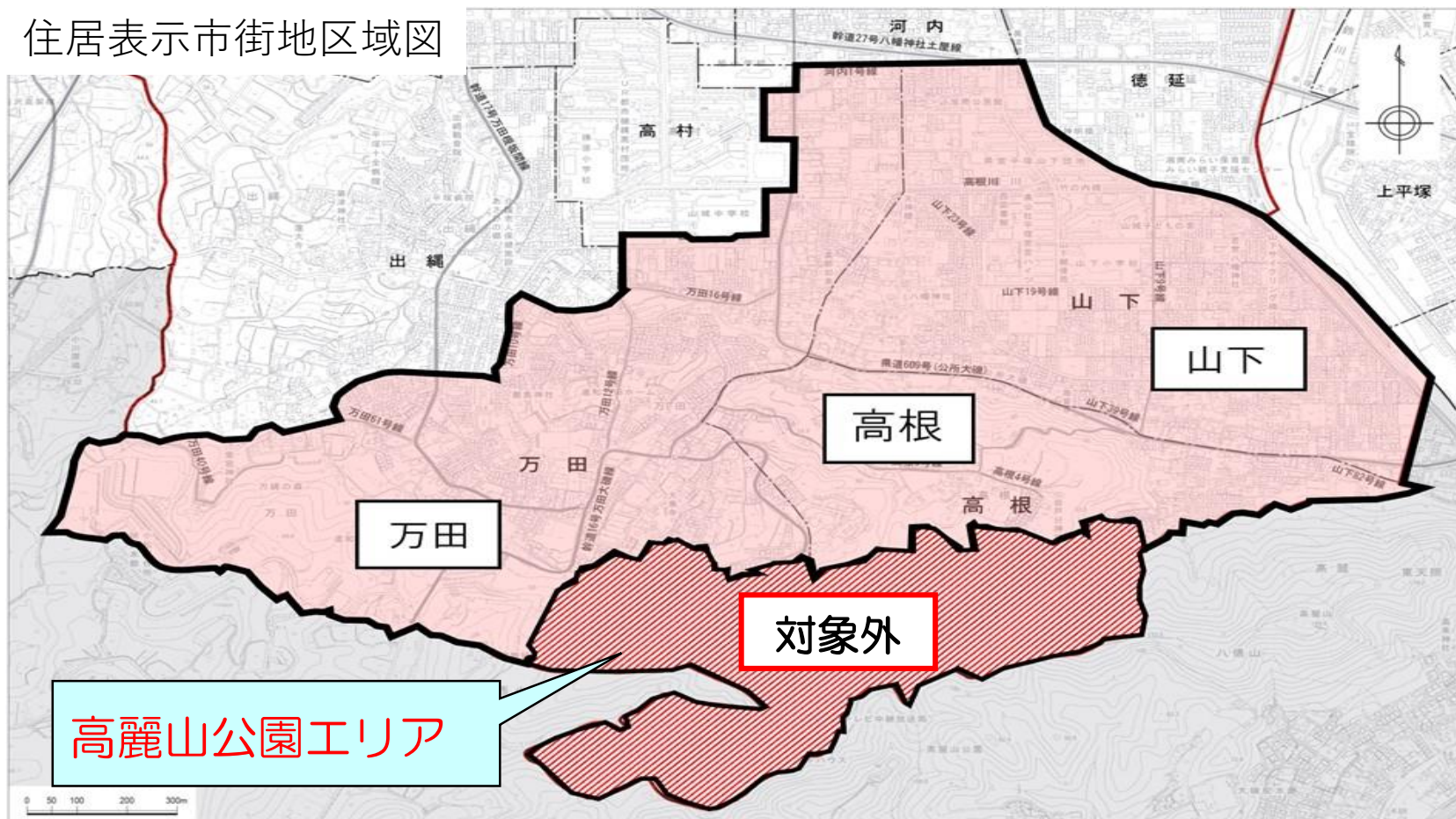
山下	高根	万田
約7,200人	約1,400人	約5,200人
約3,200世帯	約400世帯	約2,200世帯

(令和3年1月現在)

【これまでの経過】

○市街地区域の設定

住居表示市街地区域図



住居表示の方法は街区方式とする。

【これまでの経過】

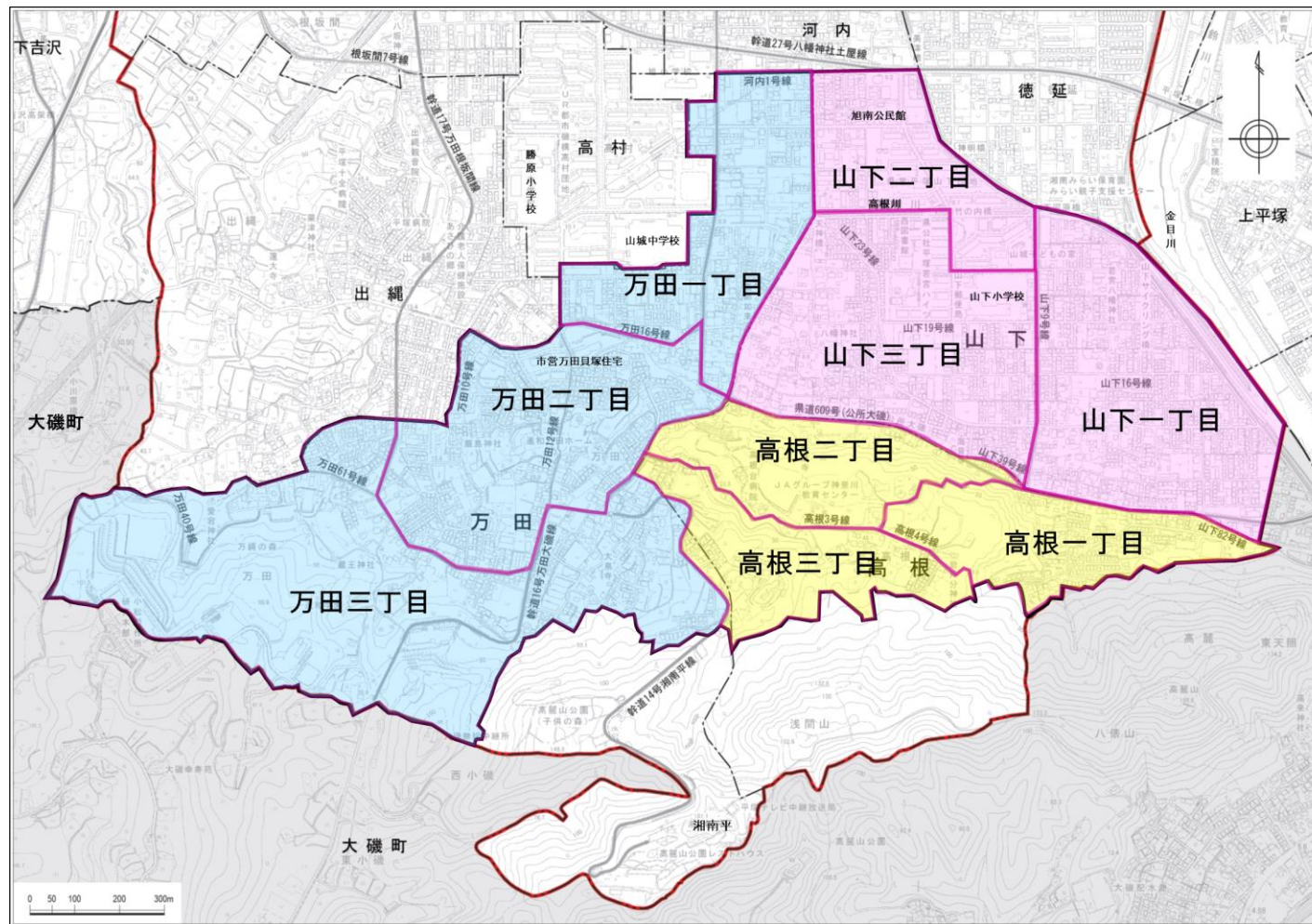
○新しい町の区域及び町名の検討について

実施検討会では全7回にわたり、新しい町の区域及び町名を検討
→地域としての検討結果（検討会案）を要望として市長に提出した
(令和3年1月)

【要望書の内容】

- ・大字山下、高根、万田の新しい町の名前は、従来の名称を使用し、親しみやすく、分かりやすい「山下一丁目～三丁目」「高根一丁目～三丁目」「万田一丁目～三丁目」とした。
- ・新しい町の境界は、原則公道や河川等の恒久的な施設で区画し、町の規模はおおむね99,000～330,000平方メートルを基準とし、市街地の用途や人口、家屋の密度、地形等を考慮して定めた。

議案第3号「町の区域及び町名、期日」について（諮問）



【期日】 実施期日は令和4年（2022年）10月17日とする。

3 その他

(1) 今後のスケジュール

【今後のスケジュール（予定）】

年度	月日等	旭地区（第１次）	大神・吉際地区
令和３年度 (2021年度)	6月7日	住居表示審議会 〔町の区域及び町名、期日〕 〔市街地区域の設定 住居表示の方法〕	
	8月	公示 （変更請求期間 30日）	
	12月	議会へ上程 〔町の区域及び町名、期日〕 〔市街地区域の設定 住居表示の方法〕	
令和４年度 (2022年度)	6月		住居表示審議会 〔町の区域及び町名、期日〕
	8月		公示 （変更請求期間 30日）
	10月	住居表示実施 （10月17日）	
	12月		議会へ上程 〔町の区域及び町名、期日〕
令和５年度(2023年度)			住居表示実施